平成２１年（フ）第３４２号
佐賀県伊万里市二里町中里乙1142番地
債務者　峯　　崇徳
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３４３号
佐賀県伊万里市脇田町342番地29
債務者　立川美智枝
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３４４号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5616番地３
債務者　池田　米次
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３４６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲483番地６
債務者　蒲原　範智
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３５１号
佐賀県伊万里市脇田町342番地４
債務者　木村ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３５３号
佐賀県西松浦郡有田町大木宿乙2053番地１
債務者　松尾　宏昭
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３５８号
佐賀県武雄市武雄町大字永島15465番地12
債務者　草津美由紀
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第６９９号
大分県別府市大字鶴見1927番地の24
債務者　宮本　善行
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７００号
大分県別府市大字鶴見1927番地の24
債務者　宮本　麗子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７０５号
大分市大字旦野原900番地の83
債務者　後藤　美加
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７０８号
大分市東大道３丁目２番６号
債務者　江藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７３９号
大分市賀来北２丁目15番４―304号ｍｉｌｄ．Ａ
債務者　徳増　七重
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７４０号
大分市大字光吉909番地の１第６大分ユースコーポ6426
債務者　大内　和枝
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４０９号
宮崎市神宮西２丁目250番地２　第一交通ビル201号、申立時の住所宮崎市佐土原町上田島9086番地18
債務者　岩竹　誠二
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３５号
宮崎県西都市大字南方2670番地　市営南方住宅116号
債務者　山路　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６５号
宮崎市大塚台東１丁目２番地１　サンコーポラス３棟506号
債務者　岩下　和昭
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８９号
福島市飯坂町字月崎７番地の36
債務者　服部由美子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
　　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１３３９号
さいたま市北区日進町２丁目720番地　101
債務者　糸満　三雄
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係